

## 4 売上げ及び仕入れの両方を区分経理することが困難な場合

中小事業者が課税売上げ（税込み）及び課税仕入れ等（税込み）のいずれも税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合は、売上税額の計算の特例と仕入税額の計算の特例を併用することができます。併用できる計算の特例は、卸売業又は小売業を営むかどうか等によって異なります。

### (1) 全ての中小事業者（卸売業又は小売業を営む事業者の特例を適用しない場合）

卸売業又は小売業を営む事業者の特例（小売等軽減仕入割合の特例（P42（2））、小売等軽減売上割合の特例（P50（1））をいいます。）を適用しない全ての中小事業者は、次の特例を併用することができます。

売上税額の計算の特例	仕入税額の計算の特例
<ul style="list-style-type: none"> <li>軽減売上割合の特例</li> <li>軽減売上割合を50%とみなして計算※</li> </ul>	簡易課税制度の届出の特例

※ 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者に限ります（P44参照）。

### (2) 卸売業又は小売業を営む中小事業者

卸売業又は小売業を営む中小事業者は、次の①から④のいずれかを選択して適用することができます。

	売上税額の計算の特例	仕入税額の計算の特例
①	軽減売上割合の特例	簡易課税制度の届出の特例
②	軽減売上割合の特例	小売等軽減売上割合の特例 →算出した軽減売上割合を小売等軽減売上割合として計算
③	軽減売上割合を50%とみなして計算※	簡易課税制度の届出の特例
④	軽減売上割合を50%とみなして計算※	小売等軽減売上割合の特例 →小売等軽減売上割合を50%として計算

※ 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者に限ります（P44参照）。

(注) 1 売上税額の計算の特例として、小売等軽減仕入割合の特例を適用した場合は、仕入税額の計算の特例を適用することはできません。

2 複数の事業を営む場合、小売等軽減仕入割合の特例と軽減売上割合の特例は併用できません（P46参照）。

#### 注意

仕入税額の計算の特例が適用できるのは、小売等軽減売上割合は令和2年9月30日を含む課税期間の末日までの期間、簡易課税制度の届出の特例が適用できるのは令和2年9月30日までの日を含む課税期間です。

それ以後は、仕入れについて区分経理を行い、課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分し合計して仕入税額を計算することが必要となります。

※ 売上税額の計算の特例は、令和5年9月30日までの期間、適用が可能です。